

カール・データーツェル

「国民経済との関連よりみたる国債制度」(完)

池 田 浩 太 郎

二十一、既存国家債務の効用

国家債務はその永続的増大によって国民経済をますます拡大させ、永続的に新財貨を生産するための手段となる。かくして成立した可処分資本は一層高度な財貨の生産のために国家の機関によって投下される。しかるに他方国家債務は、たんにその存在、および、存続によって国民経済の全資本の作用の復興と上昇とにおおなる効用がある。もし資本のためのより有利な投下が個別経済内であらわれないならば、それゆえこの投資方法になんら拘束されることなく、したがってよりよい投資口が提供されたとき、よりよい投資口へと移行することが阻害されないならば、いわば国家債務は各資本が投資口を、ただちに、発見し、うる、手段を提供するであろう。第一の場合には国家債務は資本が不運な投下でなくなってしまうかあるいは享受のために消費されるか、遊休状態にあるのを防

国民経済との関連よりみたる国債制度(完)

国民経済との関連よりみたる国債制度(完)

ぐ。すべてのかかるケースでは資本はその資本特性が失われてしまいかもしれないのである。第二の場合には国家債務はそこにある幸運な企業がただちに必要な資本を調達しうるための可能性をあたえる。¹⁾

1) ネーベニウス、前掲書、六六五ページ。おなじく本書、一二三ページ参照。

かくて国家債務はいわば資本所有者の協会ということになる。各人が資本をより上手に使用できない場合、ただちに資本を塊りの内に入れる。そして各人がより上手に資本を使うことができるようになるや否や、またそこから自己の資本を取り出すのである。この協会はすべての資本に関連を保たしめ、つねにその資本のもっとも合目的な分配を、国民経済内において、ならびに個々の労働力について達成させる巨大な中央機関なのである。

資本家たち、銀行、株式会社などの私的協会は、この点についていわばおおくのことをすでに成しとげている。この資本協会制度の頂点は国民資本であり国家債務である。なぜならば国家のように誰もが無条件的信用を享受しえないからであり、それゆえ国家のように誰もが無可処分資本をひとつの企業や施設に提供できないからであり、誰もが国家と同程度には可処分資本を独力で結合させえないからである。

二十二、文化発展の最高段階としての公債制度

かくて今のべた方法でもって国債制度は人間にたいしてあたえられた一定状況下で考えられる限りの国民経済的発展の最高段階を形成することになる。公債制度の内に総体経済の根本原則(これは広義においては全国国民経済の基礎にもなっている)すなわち、すべての人々の共同作業がもっとも明白にあらわれる。公債制度によって国家に一層おおくその純粋な形式性があたえられるのである。同時に経済的諸目的はもっとも完全に達成される。その達成のための費用は可能な限りの最低限におさえられ、分業と協業の原則はもっとも包括的に適用される。国民

の労働、すなわち、全財貨生産の根源は完全に解放され、最高の能率になるよう促進される。そしてその生産物の異常な増大は経済のより高い概念に相応して資本になる。すなわち、永続的利用の基礎になり、これによって人間は文化発展の軌道をますます促進させることになるのである。

一層高度化する財貨生産のためにかかる進歩と、初歩のほとんどたんなるメカニカルな労働のかわりに漸次はとんどすべて人間の精神力、意志力のみの結果となる経済的労働力の形成を無視すれば、かかる文化と人間性の進歩もまた信用の本質から、とくに既述のように本質的に人間の知的・道徳的特性にもとづき、しかもこの特性をそれが促進することにもなる国家信用の本質から生ずるのである。

あらたに成立した生産物の余剰を公債制度を介して固定国民資本として不断に確定することによって、個々の国民もまたそれぞれの国民のもっている高度の文化と十分な富裕とを未開国民の不可避的な攻撃から防ぎ、かつこれを保持することが可能となる。かくて軍事的防禦施設の作成、陸海軍の永続的軍備、とくに戦争のエネルギーッシュな遂行のための巨額な支出は、文化のひとつの本質的条件をなす。この観点においてもまた、これを可能にする公債制度は近代文化生活の基本とみなさるべきであろう。

二十三、公債制度は社会的不平等を助長するか

多数の人々は近代国民の文化におよぼす国家信用制度の好影響を否定し、むしろまさに反対のことを主張する。すなわち、国債は社会的不平等を助長したと主張するのである。国民の多数がその所得の大部分を怠惰な国家への債権者たちに引きわたし、これによって不労所得がますます増大し貧富の差が一層ひろがると考えるからである。この場合にはこれは一面的あるいは党派心からする見解であり、経済の必然的發展過程の完全な誤認に

もとずくものである。

本書の叙述によれば、本来国家への債権者たちが貸付けたのは納税義務者たち、にたいしてである。納税義務者はしからずんばこの資本を臨時的國家経費の調達のために租税として國家に引きわたさねばならなかったその資本を所有しているからである。それゆえかれらは何物をも奪われない。納税義務者はただかれらにたてかえられた資本のための利子を支払うのみだからである。のみならず一般的に納税義務者はかれらからただちに全資本を増税で取りさつてしまった場合よりもよりよい状態にある。もし経費が浪費的であるならば非難は政府に向けらるべきであり、公債制度に向けらるべきではない。

資本家たちはこれに反したただかれらの生産した資本にたいする利子のみを獲得するにすぎない。もしこれがなければ生産的に投下することがむづかしい資本のために国債制度はおおくの人人々に有利な投資口を発見することを可能にさせる。それゆえおおくの人人々はさしあたり公債制度から最大の利益を引きだすことになるということはいうまでもなく嬉しい。しかしこのことはかかる利子取得が他者の犠牲によっておこなわれるとする主張の根拠とはならないであろう。むしろ利益はすべての眞の信用業務の場合とおなじく、二面的のものだからである。

そもそもいわゆる貨幣貴族、株式仲買人などにたいするかかる敵対はおおいに非難すべきである。すでに本書、六五ページであきらかにしようと努めたごとく、富裕にかんしてのおおくの段階は存在しなければならぬ。たんに生活ぎりぎりの生計でがまんしなければならず、欠乏になやむ危険をおかす最下層、最困窮の階級もつねに存在するであろう。両者はいわば経済的必然性を非常にもつものである。なぜならば両者ともに人間から

生じた衝動の結果だからである。最初は共通の貧窮がすべての人々の運命であった。あらゆる進歩は最初は先駆している階級のもとかずかにはじまるにちがいない。ついで次第に広範囲にひろがってゆくのである。これが文明開化の行程である。

いずれにしても、公債をなくすことよって必要となってくる、あまり資産のない階級への増税はこの社会的分裂のうちにはらむ危険を除くための適当な方法とはなりえない。ここでは利子の大部分が資産のすくない人々の手に入るということも考慮に入れなければならない。かれらは営利事業が不可能であるので、かれらの小資本を国債に投じたからである。

しかし国債は本性上大部分国内でおこされたし、またおこされねばならぬということ、それゆえたとえ国家への債権者の全部でないにしても、その多数は同国人であり、国民であることを忘却してはならない。生産労働者の所得の非生産的浪費者への譲渡という見せかけの不利益をこれは二重に緩和するであろう。第一に利子は国内で使用され、したがって生産的事業を上昇させる。第二に国家への債権者たちは必然的にかれら自身の満足のために大部分を貢納する。かれらが利子として受けとる租税の大部分はかれら自身が負担したものであるからである。

利子が国内にとどまっている状況はさらにおおくの人々をして国家債務が国民財産にたいし全然影響をおよぼさないだろうという見解を誤っていだかしめる。それはいわば国民自身が支払う「右手より左手に渡る債務」であるろう、と。この見解はしかし誤りである。既述のように国民経済においては財貨あるいは資本のたんなる存在そのものが重要なのではない。むしろそれが一層の生産のために、一層の加工あるいは利用によって最高に利益

國民經濟との関連よりみたる國債制度(完)

あらしめる人のもとにつねにおくことこそ重要なのである。

いままでにえた結果をもってわれわれの本来の問題は解決したものと考えてよからう。あらゆる經濟の最初の基礎から出発してわれわれは國家信用と公債制度とがかなり高度の文化段階では、經濟的必然としてたちあらわれることをあきらかにしようとした。これらのみがすべての經濟的進歩の基礎となつてゐる資本形成の最高段階と資本形成の無限の拡大とを可能にしたからである。さらに文明開化した國民の最高の財貨は、それが總體經濟によつて生産されねばならないかあるいは少くとも總體經濟の存立にもとづいてゐるかぎり、ただ公債制度の助成によつてのみその都度可能な完全性の程度に到達しうることをあきらかにした。そして公債制度は人間の知的かつ道徳的特性にもとづき、かつこれらをいろいろの方法でふたたび強力に助長するがゆえに、公債制度は元來教養と精神文化の普及およびこれによつて間接的にふたたび國民の經濟的勞働力を育成するための本質的基礎を形成することをあきらかにした。したがつて公債制度は近代諸國民の生活におけるもつとも本質的要素のひとつとみななければならないことをもしめておいた。最後にわれわれは不可避的に時々おこる臨時的國家入用の充足のためには國債制度は他の制度とくらべておおきな長所をもつてゐること、とくに増税によつてこれを充足する場合よりもずっとすぐれてゐることへの証明をもおこなつた。

われわれはいまや本書の論述になお公債制度の適用と遂行にあつて考慮に入れるべき問題についての若干の考察をさらに附加しておきたいので、國債をおこしかつ管理するにあつて顧慮すべき個々の点のすべてにはとくに立ち入つて論ずるつもりはない。これは公債制度と一般國民經濟との内的関連の發見にのみ向けられてお

り、その限りでは純理論的たろうとしている本書の任務の限界をはるかにこえるものであろう。とにかく公債制度のかかる個々の点の叙述についてはしばしばあげたネーベニウスの書物がすでに適切なことを述べており、これらの点についての知識をとくに探求する人々はこの書物を参照すべきである。

本書のこの最後の部分におけるわれわれの意図は、むしろ国家信用の使用のための主要なる標準点をあたえ、かつ国家信用の内的本質から必然的に関連している数すくない主要原則をのべるにとどめることである。そしてその主要原則はわれわれの採用した国家信用の概念把握によれば従来の著作家たちのものと本質的にちがうものとしてのべられ、その限りでは公債制度にたいする本書の見解と叙述の補完として役だつものである。かかる主要な基本原則は公債制度の適用にあたってその拡大にかんして保持すべき自然的限界、ならびに国家がその債務証書の一部の必然的買もどしに關してたてるべき方策、および通常分割元利償還制度としてみなさるべき方策に適用される。公債のもとで生ずべきその他の個々の点に關しては、われわれが従来あたえた公債制度の叙述が個々の点にたいしておよぼす影響をあきらかにするために、二三言をもってすれば充分であらう。

国債制度をしてそれが近代の国家生活で充足すべき高度の目的に相応させるためには、もちろん国債制度の諸原則についての精確な認識と、その原則への良心的服従とが不可欠の条件となる。かかる認識は漸次的のみにみ果かがり、またすべての人間の事物とおなじく事実が認識に先行したのである。最先進国であるイギリスでさえも公債制度の純粹な使用を達成するまでには百年をこえた。この全時代にわたり公債制度に負っていた輝かしい結果にもかかわらず、かつ公債制度の破滅的作用についてのすべての予言が虚偽であるとして罰せられた経験にもかかわらず、債務額が巨額に達したときに私的債務者をとらえるようなおそれを完全になくすることはできな

国民経済との関連よりみたる国債制度(完)

かった。総体経済の目的遂行のために巨額のものを使用することによって全国民経済の生産性が異常に上昇したこと、それゆえ国民経済は永続的に貸付資本からの効用を新財貨の内に実現し、この新財貨からこの資本の本来の所有者の利子要求を充足させうる事実を人々はみおとした。それゆえ一般的にいゆる債務を償還することにつとめ、これによって一國の資本状態にあつたな阻害をよびおこすことになつた。イギリスにおけるすべての分割償還プラン (Tilgungspläne) の完全な放棄によって公債制度ははじめて完結したものとみなしうるであらう。

二十四、ただし制度としての永久年金

私信用では必要条件となつてゐる一定期間後の資本の返済ということが、国家信用で欠けていることは、まさに国家信用を国家信用たらしめてゐるものであり、かつこれは国家信用の祝福おい成果の基礎となり、しかも国家信用をして国民経済の最強力の助成者のひとつとして出現せしめるものである(本書、一一七ページ以下を参照)。

かくして国家信用の本来の本質的特徴をなす、かかる特性の成果として国家信用適用のための最高規準がうまれることになる。すなわち、

国債は、一定期間後に資本を償還してもらふという貸付人のすべての要請を除いた上で、すなわち、永久利子の約束と引きかえにおこなふべきでない。これこそが国家自身その信用を使用しうる唯一の方法である。中央政府が従来資本をとりたてていた他のすべての方法や形態には、私信用の要素および信用にまったく無関係な他の要素も混在していたからである。

国債を起すためのこのただし制度は英仏において永久年金(perpetual annuities-rentes perpétuelles) という

名前でもっぱら使用されている。既存資本のもつとも合目的の使用および新可処分資本の増産にたいするただしい起債の制度の作用によつてのみ、前章で既述した利点は完全に提供されるのである。他のすべての〔起債の〕種類は多少ともかかる資本を、すなわち、本来個別経済の流動資本として使われるはずのものであったし、しかもこの形でこそ大なる利益があたえられるはずの資本を、導入したり、つかまえるのに向いている。たとえば以前は終身年金およびトンチン年金の形態で、最近ではとくく公債のような形態で資本所有者をおびきよせるために、好運あるいは偶然のチャンスを利用するような種類のものにこれはとくに妥当する。ここに存在する刺激はすくなくとも資本がより大なる利益をうむようになるという純経済的考慮を阻害あるいは侵害する。そして信用が資本のもつとも合目的配分によつてうみだすはずの有利さをなくしてしまふであらう。

貸手の解約告知権が除外されていること、ならびに貸手にたいして一定の返済期限が欠如していることは決して貸手が資本を別の方法で利用するのに害となるものではない。なぜならば本書、一一八ページ以下の国家信用論でみてきたように、貸手は永久利子の要請をいつでもその時々資本価値で売却しうるからである。

もちろん返済権は国家の最高の経済的見地の成果として国家に属している。この見地は返済を要請する貸手の権利を排除してしまふ。すなわち、最高の経済的見地の成果とはつねに存在する国民経済の資本のもつとも合目的な使用および分配、および国民経済の資本の永続的増大への配慮の成果なのである。しかしながら国家は通常返済しようと企図している債務証書の額を自由流通のもとで買いもどす機会をもっているからして、かの返済権の使用可能性は利子引下げの場合にのみ、すなわち、今のべたかの権利にもとづく観点から完全に正当化されることがあきらかな場合のみに使用可能性が制限されているのである。

二十五、国家が起債すべき時期

いかに起債すべきかにかんするかかる主要規準について、第二の主要問題がある。すなわち、いつ、国家は起債すべきかの問題がこれである。

これへの解答はすでにいままでに充分準備されてきた。国家が固定国民資本の増大あるいは永続的維持のために、資本を必要とするとき、国家は起債にとりかかるのである（本書、一八七ページ以下参照）。これには、その財貨あるいはその財貨の用益を当年の間に国民経済内で全部消費してしまうことなしに総体経済が使うすべての財貨が属する。われわれは本書（九一ページ以下）において固定国民資本のもっとも本質的な構成部分について概観しておいた。そこであげておいた作業場と施設のすべては国民経済にたいしてなんらの不利をもたらしことなしに借入れた資本によってうみだすことのできるものである。ただこれらの作業場や施設の大多数の場合についてはこれは通常おこらない。なぜならばそれらの費用は課税によっては容易にうみだしえないかもしれないほど巨額ではないからである。しかしながら最近では諸国における鉄道が公債制度の使用を増大せしめている。

総体経済のかかる固定施設の大部分は古来より存在しており、時とともに漸次その拡張と改善とがすすんできたので、これらのものは公債を必要とするような大資本の入用を喚起することはまれであった。なんとなればたとえその時々々の税収が資本入用を充足しえないとしても、これら投資の遂行は税収引きあげの達成できるまで、あるいは税収のうち従来他の入用から要請されていた部分があらたなる使用のために解放されるまでなんらの欠点なしに通常引きのばしえたからである。

しかし反対のケースが出現することもある。すなわち、異常な事件によって全国国民経済を長期につづく作用に

よる阻害の防止のために巨費が投ぜられる場合、あるいは国民経済を未来永劫にわたって改善すべく定められて
いるような利益や有利な状態の獲得のための巨額な国家支出がなされる場合がこれである。すなわち、国民の非
物質的資本を維持し、拡大することが重要な場合である。

かかる国家の入用充足のために必要とされる資本は公債によつて、えられるはずのものである。そしてその限り
では国家の入用をひきおこした事件は決して規則的にくりかえされるものではない。かくて公債は臨時の国家
入用充足のために役だつということができよう。ただこの場合この臨時の国家入用もまた国家結合の本質にもと
づくものであること（本書、一五三ページ参照）、したがつてもし公債制度が存在しなかつたならば総体経済が年々
いろいろの目的のために使う財貨の一部を周期的でなく生じた臨時の入用を充足するためにたくわえておかねば
ならぬということ、かくて総体経済は平常時には個別経済による即刻の利用のための財貨はより少ししか生産し
えないかもしれないということ、などを看過してはならないであろう。しかし総体経済はこれをゆるがせにし臨
時的入用出現の場合には公債へと逃避するので、借入資本で調達されるのは本質的に本来かかる臨時的（しかし総
体経済にとって不可避的）入用ではない。むしろ借入資本は総体経済が臨時の入用の調達のために貯蓄するはずだ
つた税金の部分でもって生産した財貨量の増大をつくりだすために役だつべきものだったのである。かくてもし
戦争勃発にあたり公債をおこすならば、公債を必要としたのは本来戦争ではない。むしろ戦争というつねに予見
しうべきケースのために過去において蓄積しておくべきだったかもしれない資本を、すでに他の目的に使つてし
まったことによつて起債が必要となつたのである。国家支出はある、統一的全体を形成し、しかも国家支出のどの
部分を税金によつて、またどの部分を公債によつて徴収した資本によつて調達するかはある意味でどうでもよい

国民経済との関連よりみたる国債制度(完)

ことなのである。

かくて固定国民資本の形で投下された個別経済のかかる資本が、現実に国民経済にたいし、それが個人にあたえたかもしれない利益とおなじ利益かあるいはより大なる利益をあたえるか否かは総国家経費の支出の目的性に、しかもたんなる起債の合目的性のみにはないが、依存する。これは一般には公債の利子が国民経済によって容易にか、あるいははすくなくともたいした不利益なしにうみだされることにしめされるにちがいないであろう。なぜならばこれにつづく経済期間の生産上昇は、この場合かかる固定的に投下された資本から獲得された利益にちがいないのである。かくて固定的に投下された資本による所期の財貨の価値から貸付資本の貸付者に、国民経済のかかる改善された状態を本来自己の資本によって作りだした人に、かれの資本の利用にたいして約定された利子が支払われるにちがいないのである。

二十六、公債制度の限界

かくしてこのように投下された資本の生産的作用がつづく限り、あるいは公債操作のおかげで納税義務者たちの手もとにとどまった資本が当該個別経済の総入用を凌駕する生産量をつくりだすことに役だつ限り——一言でいえば国民経済が前進をしめしており、一層の発展の要素がそのうちに保持されている限り——国民経済の退歩をもたらすことなしに利払いに必要な租税を国民経済より徴収しうるのである。これに反しこれら利子充当の租税が最大の努力によってのみ獲得され、租税が個別経済の本質的阻害と結びついている場合には、この資本の生産的作用は消失したとみなすべきであらう。

このことはどの程度まで公債による資本調達をすすめるかの限界を暗示している。もちろん限界というもの

は不確定のものであり、かつゆれうごくものでもある。これは国民経済のその都度の状態のみならず、とくに租税制度の良否にも依存しているのである。税収額のおおきさからその年の生産額が認識させられ、したがって生産物がその生産の後に課税され、生産手段が生産の前に課税されるのではないような租税制度のみが公債制度の限界のための判断の材料をあたえうるのである。われわれを各種の租税の比較にかかわらしめることなしに、この対象に関してつぎのよういいうことができるであろう。すなわち、国債の利払いのためには間接諸税の方が直接諸税よりおおいにすぐれている、と。間接諸税の方が直接諸税よりもずっとただしくその年の生産の推論をなさしめることになるからである。

かくて利払いのための租税調達を不可能ならしめるほど、あるいは耐えがたい圧力になるほどに国債総額を増大させてはならない。そうなれば国民経済のより高い発展をもたらし、あるいはこれを助けるであろう一般的施設の生産のための公債は中止せねばならなくなるであろう。なぜならば国民はまさにこのより高い段階をうけられるほどには充分進歩していないことになるからである。しかしたとえば不可避免的な戦争というような状態の強制によって、そうしなければ目下の目的が達成しえないかもしれないゆえに資本の調達が不可欠的になるならば、これらの資本をもって固定資本とみることはゆるされぬ。なんとすれば生産がかなり低い状態にあるからして、これらの資本は決してその資本の価値に應じた永続的利益をあたえることはできないであろうし、またその永続的利益に應じた資本——この資本の収益で永続的利益にたいし利子が支払はれうるかもしれないのだ——を納税義務者たちの手許に存在させないがゆえに、これを固定資本とみなしてはならないであろう。

かくてかかる公債は次の年々の税収の先取として考察さるべきものであり、その税収から返済すべきものであ

国民経済との関連よりみたる国債制度(完)

る。もちろんかかるケースはほとんど**避け難い戦争**の場合にのみ生じうる。かかる戦争はとくにその当代の人々をおそう災厄と考えるべきであり、できるだけ災厄をこうむらぬようつとめなければならぬであらう。かかる災厄はえてして小さい不完全な諸国家やあるいは資本形成が大変遅々としており、国債によるそのかなり包括的な調達が可能であるような非常な未開発国のみをおそうものである。ここでは国民経済的狀態が幼児の狀態にあることの結果として公債制度はおのずから禁止されているのである。しかしながら、もっとも緊急な事態にあたり外国の資本援助をうけることは国家信用のもっとも好運な作用のひとつである。

しかしながらこの限界をこえては公債制度を使用してはならないし、課税の一層の増加が不可能であったり、あるいは絶対的に破滅だったりするところに存する、限界認識のためのかかるメルクマールは、他に外形的に認識しうるメルクマールがないので、実践がこれを守るべき純粹に外形的なメルクマールである。しかしそのメルクマールは公債制度のかかる限界についてのより深い把握のためとか、その限界を若干超過した場合に必要となるべき措置の判断のためには不十分なものであらう。(経済的不利益を生ぜしめない)公債制度の拡大可能性の問題はむしろ資本の一般諸原則にしがたつて決定されなければならない。くりかえしのべたように国債は固定国民資本とみなさるべきものだからである。

既述のように固定資本と流動資本とは互につりあいがとれていなければならない。またもし労働によって固定資本から利益をうみだし、また固定資本と結びつきうるような流動資本がなければ固定資本はなんらの利益をもうまないであらう。固定資本と流動資本の両者はあらたに生じた可処分資本によって形成される。それゆえいつでも固定資本を操業させるために、充分の量が流動資本として残るようなおおきさのみが可処分資本のうちから

固定資本として固定されることが必要になる。たとえばすでに自己の資本を固定資本と流動資本とのただし関連に保たしめている事業遂行者は、あたらしく入手した可処分資本の全部を固定資本、たとえば機械に投下してはならない。もし全部を固定資本に投下してしまつたならば、機械が加工すべき材料、すなわち、相応した流動資本を欠くことになってしまつたらうからである。事業遂行者はむしろ可処分資本を個々のケースの特性によって規定されている関連にしたがつて兩種の資本に分けなければならないのである。

総体経済の資本についても事情はおなじである。しかも総体経済ではこの関連は一層明瞭にあらわれるといえよう。なぜならばここでは固定資本の作用は、総体経済のすべての特殊生産から分離されて、国民の納税能力上昇の形でしめされねばならないからである。すでにみてきたように、租税は総体経済の流動資本を形成するからである。租税として引きわたさるべき財貨は直接享受財とおなじく年々個別経済のうちで生産されなければならない。したがつて租税として引きわたされうる財貨の額は個別経済における資本額に依存するのである。かくて固定資本は個別経済の総資本にたいしては、上述した固定資本と流動資本という一般的関連にある。

この観点からすれば総体経済の可処分資本は、個別経済のうちに成立し、しかも従来生産が減少しないで存続するために必要な可処分資本を引いて後の残存可処分資本の全額とみるべきである。かかる全過剰は緊急の場合には国民資本の形で使用することができ、しかもある程度開化した諸国民がかかる緊急の場合に国家の処分任すことのできるおおきな資金額がここから派生するのである。しかしこれによつて総体経済の固定資本と流動資本との間に不利な不均衡が成立することになる。これは上述の事業遂行者の例にあっては、全可処分資本を機械に使用することより生ずる不均衡とおなじものである。

国民経済との関連よりみたる国債制度（完）

以前の国家状態はその総施設および設備でもって個別経済に必要なサービスをあたえるに充分であった。個別経済は租税によって調達された流動資本としての經常経費を、これらサービスと結びつけたからである。もし個別経済が拡大しなかったならばこれらは決してより多数のサービスと財貨とを総体経済にたいし請求したり、また使用したりはできないであろう。しかもかかるより多数のサービスや財貨にたいし増税によって支払うこともできないであろう。可処分資本の全剰余を総体経済が使用する場合には、それゆえ個別経済は資本の利益にたいし増税によって支払わねばならない。個別経済自身の拡大のための資本が欠けているからして、その利益を実現することは個別経済には不可能なのである。

かくして国民経済の可処分資本のすべてが、国民資本に使われてよいのではなく、むしろその一部を個別経済にとっておかなければならなかった。これによってかかる拡大した個別経済は、国民資本に投下された部分の利子に必要な租税をうみだしうるのである。

しかし危機がうまれたことよって、ある国民経済をしてその全可処分資本を総体経済に使用させることを余儀なくさせるような場合——もちろんこれは非常に危険な戦争の場合にのみおこりうるものであり、そこでは国民経済一般を救うことが肝要なのである——この災難の去った後に政府のもっとも熱心につとめるべき点は、ただし、関連をふたたびつくりだすことである。なんとすれば利子付国民資本を減少させ、個別経済に資本を返済すべきだからである。こうなれば支払うべき租税は減少し、納税義務者はよりおおくの資本投下をもつことになるのである。

S. 217

このことは国家が租、税、請求権の引きあげによって、個別経済をして活動の増大あるいは消費の減少によって他の場合におこりうるかもしれない以上に、よりおおくの財貨を資本形態にさせるときのみおこりうるであろう。こうすれば国家はあらたに形成されたかかる資本を国家への債権者たちに返済するであろう。債権者たちにはいままでの利子が入らなくなるから、これを生産的に投下しなければならず、個別経済は増大ないしは拡大し一般租税力は上昇し、かつ均衡はふたたびた徐々に達成される。

均衡がふたたび実現した後、すなわち、国民が租税を国民経済にたいする不利益なしに支払った後に（租税はもちろん庄迫と窮乏の感覚をつねに喚起する）、万一の場合にはふたたび新公債の起債にふみぎれるであろう。すなわち、労働生産性の向上によってえられた増加生産物がふたたび総体の目的のために固定国民資本の形で投下されるのである。国債の一部償還は資本の分配における不均衡をふたたび均衡化するための目的のみをもつからである。返済のかかる目的に関連して人々はつねにこれによって新資本が形成されるはずの増税は、個別経済の同等な存続のために必要とされる個別経済の可処分資本部分を蚕食してはいけないということに留意すべきである。しからずんばその目的が全く達成されないからである。

戦争とか、そもそもかかる償還すべき公債を起債することが必要となるような事件は、この場合にはとくに当代の人々にふりかかる不幸として出現する。しかしながらこの不幸は国家信用を適用することから、巨額の費用を直接に租税で徴収する場合よりもずっと損失がちいさくてすむのである。なんとなれば租税徴収の場合には当代の財貨享受が減少するのみでなく、当代の営利活動もまた弱められるだろうからである。この場合戦争が不可避の事件であること、しかも戦争の際には戦費をできるだけ小さくする、そしてできるだけ利益を戦争よりか

国民経済との関連よりみたる国債制度(完)

ちとること、が問題であるということも決して忘れてはならないであろう。かくて戦勝はふつう戦争にともなう利子負担の増加よりも一国の租税力を高めることになる。抑圧的な利子負担をなさねばならないような場合であっても、敵のサーベルはこれよりも大なる圧迫をおこない、よりおおきな損害をしいるかもしれないことをつねに考えておくべきであろう。

いまや今日の諸国家の巨額にのぼる国家債務は主として激しい、しかも費用のかかる戦争に起因するからして、平和克服の暁には戦争中におこされた債務を分割償還すべしという公準は一般的には全く不当であるというわけではない。すなわち、もし上述したケースがしめすように利払いのための租税が課徴されにくく、しかも個別経済は資本を必要とし、しかもその資本を利益がうまれるように投下しうる場合にはそうである。その他の場合には債務の分割償還目的のための高い租税の課徴は決して同意されえないであろう。こうもいうことができるであろう。すなわち、これでは債務がないという享受をあまりにも高い代価を払って購ったことになりはしないであろうか、と。

かくて公債の償還は新資本が形成されることを必然的に前提することになる。それゆえこれは特定の状況下にあっては国民経済を拡大する手段たりうるであろう。もちろん償還が国家の自由意志にもとづき、誰もがこれを強要する権利をもっていないことをつねに前提としてであるが。

償還目的のための増税によって形成された資本は、たしかにさしあたり享受の放棄によって成立するのである。しかし永続的に高い課税の下にあっては公債による最初の資本課徴とおなじく、これら資本は増産へと刺激させられるにちがいない。かくしてそれぞれの公債はこれが分割償還された後には、公債額と同等の資本の生産

と、形成とのために、二重に契機をあたえたことになる。すなわち、第一に公債がおこされるがゆえに、また第二にそれが償還されるがゆえにそうなるのである。二倍の生産のために必要なかかる労働は、他の場合には直接享受財に使用されてしまうか、あるいは中止されてしまうかであろう。にもかかわらず経済的にエネルギーのある国民のもとは、この労働の一部は資本の生産のために使用されてしまい、それゆえ公債資本の償還はこの国民の場合には、この点では必要でない。これに反し経済的に怠惰な国民の場合には、分割償還は高い租税をもって生産労働の刺激によって資本形成を促進するためのよい作用をもつことができる。かくて国債制度はある程度経済的進歩、すなわち、資本形成への自然的衝動が欠けており、しかもただ直接に感知される入用のみを充足するために労働しようとする国民をして、自己の意志に反してかかる進歩の軌道にむかわしめることに貢献するであろう。かかる国民の政府およびかなり高い身分層は進歩する一般文化のための断乎たる要請に充分に応ずべき、また自己の国民経済を他の国民たちと同等の高さに保つべき手段を保有することになる。納税義務者の大多数は公債手段をもって取りたてられるような巨額の財貨を直接国家のために生産することにたいしては強力に抵抗するであろう。しかし資本所有者というものが中間に入って、かれらにこの労働あるいは新生産物の価値をさしあたり補償し、そしてそのかわりに国家への債権者としての利益の一部を永久的利子の形で要求するやいなや納税者たちはこれを喜んでしようとするであろう。納税義務者たちはおなじくもしかれらがこれによって永続的利子の負担から解放されて利益をうると考えなかつたならば、国債償還のために必要な巨額の資本を生産し蓄積しようとはしないであろう。

かかる資本形成増加への性向のみならず能力もまたおおくの納税義務者たちには欠けていたであろう。貸手の

介在はこの点においてもまた必要であった。必要な資本の生産のための借入以前には納税義務者には不可能であった。しかし新資本の投下による国民経済の向上によって納税義務者には資本を蓄積することが可能になった。かれらは前貸し資本によってこの資本を漸次自身で生産するようになるのである。前貸しなくしてはこの資本は成立しえなかつたであらう。

土地所有者が耕地整理のために有利な場所にある土地をさしあたり信用(担保付)によって買い、そして漸次的に土地からの増収で返済のための資本を蓄積してゆくように、国民というものもまたその国家設備や施設の永続的拡大を信用にもとづいてなし、ついで漸次返済のための資本を蓄積してゆく。分割償還によって納税義務者たちは国民資本についてのかれらの自然的分け前に参加し、いまや無償でこれからの利益にあずかるのである。

かくて国家債務を国民財産の新獲得の部分と解釈する著作家たちは、かれらが非難されているほどのおおきな誤りを犯さなかつたのである。誤りはただ国家債務証券そのものをこの新獲得資本と名づけた点に存するのみである。かれらはこの債務証券はひとつの所得をあたえた——いうまでもなくその所得は移転的なものではあつたが——にもかかわらず、いずこかで財貨の形であらたに成立しなければならなかつたものと考へたのである。なぜならば国民経済はこの場合には困難を忍ぶわけではなかつた。むしろ債務をもつた国々における国富をまさにだいたい前進させたからである。この事情は小作料の形で支払つている場合の土地の所有者の地代所得と類似している。この所得もおなじく移転的なものである。しかし小作人はこれによつては貧窮化しないであろう。もしこれがなければ国富がなお一層前進するであろうという主張は全く曖昧かつ絶対に証明できないものであるからして、われわれはこれを顧慮してはならないのである。

二十八、分割償還 (Tilgung)

しかしながらここで国債の償還および規則的分割償還 (Tilgung) についてのべたところはすべて次の必然的前提にもとづいている。すなわち、国民経済の特殊な状態、資本のさまざまな部分の間に存在する不均衡が分割償還を必然的なもの、あるいはすくなくとも希求する価値のあるものであるとおもわせるといふ前提である。国家が債務なしになり個々の人はもはや利子を支払う必要がなくなるといふ目的のみをもつ分割償還自身は公債制度の本質に全くかかわりないものである。私債の場合に必要とされる債権者への担保は公債では全然必要としない。国債は国民をして新資本をうみださしめるよう、また総体経済において永続的利用の基礎として投下するために起されねばならない。もしこれが分割償還されるならば、これはおなじ理由からまたおなじ目的のために、すなわち、新資本をうみだし、かつ蓄積するためになさるべきである。前者の資本は総体経済に投下されるように規定されていた。これに反して後者の資本は個別経済に投下されるよう規定されていた点にのみ区別が存するのである。

それゆえ分割償還は決して目的として、留意しておいてよいものではない。資本の状態に作用しうる一手段としてのみ注目すべきものである。資本にたいするいちじるしい入用が国民経済のうちに存在しないならば、分割償還は不当なものとなるであろう。なんとなればもし資本が利益をうむ投資を発見しえないならば、もしその資本がその競争によって利子率をその利子率の自然的中庸の状態以下に抑えるならば、その資本は、資本を新資本と*い*う形で国民経済に返済するよりもよりおおくのものを、資本形成のために課せられる租税の形で国民経済全体から取りさつてしまふからである。

それゆえもし分割償還はそれ自身のために非難さるべきであるとするとすれば、いかなる事情下にあつても、つねに起債の一部をその債務証券の自由な購入によつて貸主に償還すべき義務が国家にとつて生ずるのである。この義務の根拠には二通りのものがある。すなわち、第一には既存の全資本の合目的の使用を顧慮すること、第二に国家信用を維持すること、これである。

すでに(本書、二三ページで)信用を考察するにあつて信用の最主要の意味は信用が資本の移転を異常に助長し、これによつて資本に最大可能な利益をあたえる点に存することを発見した。国家信用のもとはかかる作用は最大限に実現することになる。なんとすれば何者も国家ほどには無条件的に信用を保持しえないので多数の間は国家にたいしては私個人よりもずっと強く貸したがるものだからである。かくていつでも可処分資本の大部分は国民資本に、国家債務に投下を求めるといふ結果となる。またそれゆえにつねに多数の人々は国債を買おうとする。これを買うことによつてもしかれらにとつてこれ売ることが利益だと思われた場合に他のおなじくら多数の人々に国債を売ることが可能にさせるといふ結果が生ずる。国家債務証券はかくて資本移転のための、および資本の永続的に利益のある投下のためのもつとも完全な手段をなすのである。それぞれの取引日に売りに出された国債証券の買手はかれらのもとにある可処分資本をその国債証券の売手に移転させるのである。仲介者の役割を果す国家信用の介在なしではかかる資本移転とこれから生ずる増産とはおこらなかつたであらう。国債証券の購入者は彼の可処分資本を、利益をうむものとなしえなかつたかもしれないのである。なぜならば彼自身直接これをして利益をうましめることができなかつたし、またそうしようとはしなかつたからである。しかも国債証券の購入者は彼の可処分資本を使用し、かつその人格と事業に必要な信頼を彼がもつことができるかもしれ

ない私人を知っていなかったからである。国債証書の販売者はもしその債務者が国家とは別のものであったならば、おそらく債権証書の買手をさがしえないか、いずれにしても多大の労力と時間のロスを以てしてのみさがしえたであらう。こうなると彼の企画した企業は遂行されないであらうし、彼の経済的労働力は利用されないままであったであらう。

国家債務がそのたんなる存在によってあたえるおおきな効用が完全に拡大された形で出現するとするならば、各人は彼により利益ある投下機会が提供されるやいなや、国家債務の形で投下している自己の資本をつねに損失なしに引きださうという特定の確信をもつにちがいないであらう。損失なしでということとは、すなわち、いつも国家から彼にあたえられる永続的利子の中庸な利子率によって計算された時々の資本価値でということである。

かかる確証をあたえるためには国家自身が、国家が販売しようと提供した証書の購入者の競争者として登場しなければならぬ。たしかにつねに国民経済では新資本が成立していなければならぬであらう。その資本は、そのために国債証書の所有者がこれ売ろうとするための、企画された生産的資本投下をよびおこすのである。しかし自然的に生ずる競争は急いで販売しようとする人にたいし、損失をこうむらせることを必然たらしめるかもしれない。しかし国家はつねに提供した国債証書にたいし適当な購買者がいない部分を買ってもどそうとしてるので、国家は国債証書の相場を維持し、各人にたいしその資本を損失なしにふたたび引きだすことをえしめ、これによって資本移動をつねに容易にするのである。

かかる顧慮によってよりも国家はその信用保持の必要性によってその債務証書の部分的買いもどしをよりおお

国民経済との関連よりみたる国債制度(完)

く促進されるにちがいない。他の諸状況もこれに作用するにしても一国の信用はとりわけてその証券の相場に表現される。相場が高いほど国家の信用はよいことになる。国家が一層おおくの資本を借りうる価格は国債証券の相場に依存している。かくて相場の維持は国債管理にあたってもっとも留意すべき点のひとつたねばならないのである。既述のように国家が状況に応じてその証券の一部を規則的に買いあげることによって相場の低下を阻止することから相場の維持は実現される。このためには相場の維持は理の当然として、また取引投機者の操作の結果としてつねにあるひとつの傾きをもつことになる。この点において減債基金は資本市場を支配し信用を維持するために納税義務者たちが共同で前貸した資本というものである。協同原則の包括的適用の結果として減債基金は個々の資本家よりも強力である。

かくて償還(Amortisation)は非常に重要な最終目的をもつ。しかし国家債務の完全な廃棄はこの目的には属さない。それゆえ償還のための目的的な組織は、すなわち、充分なる資金設定額およびとくに国庫より必要額の時宜にかなった償還への引きわたしは、公債制度を適用するあたりもっとも重要なものであり、これは政府が細心、かつ良心的に注意することを要求されるものなのである。この場合何人といえども、国家債務の部分的分割償還は公債制度の支柱であり、したがって国家債務の一層の拡大のための手段を設定すべき運命をもつものであることを、ゆるがせにすることはゆるぎされない。しかし何人も国家債務の完全な返済をなすべきではないし、またしてよいものではないのである。

本研究をここで終了することにしよう。われわれは、いままで国債制度と一般国民経済との内的関連をあきらか
にしてきた。これによってかなり高度の文化国民にとっては、国債制度はこれなくしては健全な一層の発展が不
可能であるという意味において経済的必然であることが明白となった。したがってかかる状況下では、いわば国債
制度はおのずから生まれ、かつ国民経済を強力に育成するものであることも明白である。いまや国債にたいする
国債制度の影響という序論で提起した問題にたいしては確信をもってつぎのように答えることができるであろ
う。すなわち、国債はたんに国富を減少させぬのみではない。もし国家信用のただしい原則に則っている場合に
は、国債はむしろ国富を強力かつ不断に躍進させねばやまぬものである、と。

おおくの人々にはわれわれが、あたかも公債制度をあまりにもよい条件のもとで叙述しているかのようにおもえ
るかもしれない。とくに何よりもまず本書が指向しているわが祖国ドイツにおいては、大方の人々は本書が引き
だした諸結論にたいし全き正当性を認めようとはおもはないであろう。たしかにもっとも身近にある諸経験はわ
れわれの見解の支柱たりえないようなものである。

これらすべての人々にたいし、われわれの見解が構成されている基礎となっている一般的・学問的諸基礎を精
確に注意しかつ厳格に検討することが価値あることだということを認めるようお願いしたい。根本性を欠いたま
ま公債の一般的性格を研究することが従来なされてきたが、このことこそ公債にたいする不利益な判断の主要な
原因とおもわれるからである。この観点からして資本の章で論述した偏った諸見解にたいしとくに細心の注意を
はらってもらいたいとおもう。

しかし諸事実についてはむしろ公債制度がよりよく適用され、かつよりよく形成されているがゆえにその諸作

国民経済との関連よりみたる国債制度(完)

用もまたよく認識しうる国々としてイギリスおよびフランスを参照しよう。イギリスは半世紀前に公債制度を利用することによってその富とその一層の繁栄の基礎をもたらしたとどまらず、国家自体の存立さえも救いえたのである。^{注①} しかもこれによる資本的富の損害はいうに足りないものであったので、平和克服後ただちに資本を大々的に海外に進出させることができたし、またさせざるをえなかったのである。フランスは国家信用のおかげで経済的再建を果した。この再建は同時代のブルボン家の再建^{注②}よりも一層永続的かつ多幸なものであったのだ。しかもフランスはいまや公債を利用することによって世界の最強国に躍進しようとしているのである。

注① ナポレオン戦争(一七九七—一八一五年)をさしている。

注② ルイ一八世(在位一八一四—一八二四年)の治政をいう。

数字的証拠の不確実性がよくわかっているので、本書の論述をすすめるに当っては数字をもって証明しようとは敢えてしなかった。しかしわれわれはここで本年のフランスの公債が、公債制度に関するわれわれの見解の一般的正当性にたいしあたえている大々的な証明をしめすことを拒みえないのである。本年の夏フランス政府は七億五千万フラン(「の起債」)を必要とした。しかもすぐ三六億フランに達する応募をみたのである。この場合たといおおくの人々が減額見込額を予想して実際に払い込もうとしたし、また払い込みえた額よりもよりおおきな額を応募したとしても、しかしながらここにこそなお既存の可処分資本の異常な巨額さについての輝かしい証明が存在するのである。しかも前に一年のうちに二度づついた公債が七億五千万フランになったときにこのことが起ったのである。もし最初に発行された七億五千万フラン(従来の仮定による)が個別経済の資本から取りさられ、無にされたとするならば、にもかかわらず数ヶ月後すでに当該個別経済がもう一度同額の巨額の可処分資本をもつ

たという事実とどう合致すべきであらうか。

しかも大規模な信用利用の成果はもろんないわけではない。そしてそのおおいなる意味はあきらかにされたのである。本書の執筆中（すなわち九月の半ば）クリミア戦争^{注①}の最初の大戦果が報道された。しかし連合軍はその強靱な耐久力と豪勇果敢さのみをもってセバーストポールを陥落させたのではない。むしろフランス政府の起債した一五億フランの圧力こそがクリミア半島の海要塞を破った主要因なのである。この起債なくしてはかかる異常な努力はなしえなかったであろうからである。「ナポレオン三世の」帝制政府はこの時期に同額のものを増税によつては調達しえなかったかもしれない。あるいはそれがたとい可能であつたとしても、政府はつぎのことをあえてしてはいけなかつたであらう。その額を、すなわち、その好運な結末を誰もが保証しえなかつたようなその額を納税義務者の異常な努力のみによつて引き上げさせることを敢えてしてはいけなかつたであらう。しかもこれによつてはたしかにおおくのものを獲得することができたかもしれないが、決して全部を獲得できなかつたであらう。

注① クリミア戦争（一八五三—五六年）。ロシアにたいしトルコ、イギリス、フランス、サルディニア四国連合がおこなつた戦争。主戦場は黒海沿岸のクリミア半島であり、なかならずセバーストポール要塞（ロシア領、一八五五年九月陥落）をめぐる攻防戦は有名である。

南のセバーストポールとおなじく北のシュヴィアボルク Sweaborg^{注②}も信用の恐るべき作用といふべきであらう。なぜならば二、三週間前にこれ「この要塞」を荒廃させた大砲艦や白砲艦は、イギリスおよびフランス国民が信用によつて建造したものであり、信用はこれら艦船を魔法の一撃のごとく非常な短時間に生誕させたものだから

国民経済との関連よりみたる国債制度（完）

國民經濟との関連よりみたる國債制度（完）

らである。

注(1) シュヴィアボルクはヘルシンキ付近の強力な要塞（当時ロシア領）。北のジブラルタルといわれた。一八五五年に英仏連合艦隊の猛攻をうけた。

國家信用がヨーロッパおよび文明にもたらしたら成果はこれのみにつきるものではない。フランス政府が王朝的諸伝統の無視とまた絶対主義的反感を克服するという総明さによって、幸運にも踏み入れた道を一層すすんでゆくことを願おうではないが。イギリスもまたよき支柱をふたたび信用に求めることに逡巡しないことを、そしてこれによってヨーロッパのまさに追求しようとし、その達成をヨーロッパ國民があこがれているおおいなる目標を完全かつ持続的に成就するようになることを願おうではないか。

ついで将来ヨーロッパ國家群において榮光ある地位を求めようと考へている他の諸國家も、また自己のもつ過去の偏見と反感とを放棄して、まさにこれのみがその権力と富とを先進諸國家と同一段階に高めかつ維持しうる一制度を採用しなければならぬであろう。國家信用は文明諸國民をつなぐ共通の紐帯となるであろう。それぞれが國家が國家信用を適用できる程度、また現に適用している程度に応じて國家がそもそも権力的地位を占める権限があるか、また國家がいかなる権力的地位をしめる資格があるかが決まるのである。

このゆえにヨーロッパはニーマン(Nieman)とプルト^{註(2)} Puthにその限界をみ出すことになるであろう（来るべき平和による國境調整というようなのは留保されている）。この「世界の核心」において信用の大動脈は不斷の、つねに上昇する生の循環をよびおこし、覺醒させておくであろう。しかもこれは作用範圍をやむなく外に擴張してゆくであろうからして、漸次豊かな富と物質的・精神的厚生とが全世界にゆきわたってゆくであろう。

注(1) いずれも河の名前、ニーメンはケーニヒスベルク地方でバルト海に、プルトはルーマニアを流れて黒海に注ぐ。

このおおいなる課題が生じた時代、しかも数世紀にわたって準備された業績によって漸く課題を解決しうる能力をもつに至った時代、この時代こそ幸いにかつ羨むべき時代なのである。

時代がこの課題を決して見失わぬよう願ってやまない。